

社協だより

たいない

平成26年 2月14日発行

社会福祉法人

胎内市社会福祉協議会

胎内市西本町11-11

TEL 44-8682

FAX 44-8651

第102号

ボランティアさん 大活躍!

したきすすめ

新年会



デイサービスセンター
いわはら荘・栗木野荘では、
ボランティアさんのご協力をいただいて新年会を
行いました。新春らしい出し物に、おおいに
盛り上がり笑顔の年初めを迎えることが
できました。

生活福祉資金貸付制度のご案内

生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、所得の少ない世帯、障がい者のいる世帯及び高齢者のいる世帯に対して資金の貸付を行います。

資金の種類	貸付目的(用途)	貸付限度額	償還期間	
総合支援資金	無職で就職活動をされている方で資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる低所得世帯に貸し付ける資金			
	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内	20年以内
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金			
	福祉費 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	生業を営むために必要な経費	460万円以内	20年以内
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内	8年以内
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内	7年以内
		福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内	8年以内
		障害者用自動車の購入に必要な経費(障害者世帯のみ)	250万円以内	8年以内
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内	10年以内
		負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内	5年以内
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内	5年以内
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	7年以内
		冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内	3年以内
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内	3年以内
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内	3年以内
		その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内	3年以内
緊急小口資金	・次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・給与等の盗難、紛失によって生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内	8月以内	
教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金			
	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内	20年以内
	就学支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内	

資金の種類		貸付目的(用途)	貸付限度額	償還期間
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の7割程度 月30万円以内	据置期間 終了時
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	居住用不動産の評価額の7割程度 (集合住宅は5割) 貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)	

※連帯保証人：原則必要。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができます。
(緊急小口資金は不要。教育支援資金は連帯保証人ではなく世帯内の連帯借受人が必要。不動産担保型生活資金は推定相続人の中から選任)

【詳しいお問合わせは】 胎内市社会福祉協議会 生活福祉資金担当まで

参加者募集

助けられ上手講座

～ 地域での助け合いがうまくいくために ～

困った時に周りに助けを求めることが苦手な「助けられ下手さん」…。

本当に助けが必要な時に地域や周囲に助けを求めることができる「助けられ上手さん」になるためのコツを教えてください。皆さんぜひご参加ください。

日時 3月12日(水) 午前9時30分～12時

会場 ほっとHOT・中条 2階
「よりあい・ふれあい・かたりあい」

講師 住民流福祉総合研究所 所長 木原孝久氏

内容 講義・演習『助けられ上手さんになるために』

対象者 胎内市にお住まいの方ならどなたでも大歓迎！

参加費 無料

申込み 2月28日(金)までに下記事務局までお申込み下さい。
【受付時間】 平日(土、日、祝日を除く) 8:30～17:30

とび入り
大歓迎

社協主催のお茶の間サロンの日程

【中条】中央公民館 東集会室 開催時間 10:00～12:00

開催月日	内容	参加費
2月25日(火)	鈴木允先生による 簡単なレクリエーション	100円(茶菓代)
3月11日(火)	茶話会を中心とした ゲーム等	100円(茶菓代)

【ほのぼの茶屋】

毎週月、木曜日 開催時間 10:00～15:00

昼食会は月2回、下記の日程で行っています。
申込みは不要です。お気軽にお越しください。

昼食会

2月24日(月)・3月13日(木)

手作りの日「毛糸の鍋敷き」

2月21日(金) 13時30分～

持ち物：極太毛糸・かぎ針 参加費：200円

出前介護講座

3月13日(木)

介護保険サービスの利用について

ひめさゆりに 車椅子を寄贈！

養護老人ホームひめさゆり(社会福祉法人くろかわ福祉会 理事長 馬場肝作)に信越郵便局長協会より車椅子の寄贈がありました。

昨年12月25日に寄贈式が行われ、利用者が見守る中、信越郵便局長協会の下越北地域郵便局長協会須貝会長外4名からひめさゆりの施設長へ車椅子が手渡されました。

さっそく車椅子を試乗した利用者は「とても乗り心地がいいね」と笑顔で話していました。ひめさゆりでは「有効に、また大切に使用させていただきます。ありがとうございました。」と感謝の意を伝えていました。





地域支え合い講演会

「日本人はなぜ助け合いが苦手なのか？」

木原 孝久氏

日本人の辛抱強さや他人を思いやるという「美德」が、地域（町内・班・近所）における助け合い活動をむずかしくしている原因とも言われています。

日本人がなぜ助け合いが苦手なのかを知り、地域でのおつき合いのあり方や習慣を見つめなおし、「地域の支え合い」につなげていくことを目的に開催します。

日時 3月5日(水) 13時30分～16時

会場 胎内市産業文化会館 2階 会議室

演題 「日本人はなぜ助け合いが苦手なのか？」
～ 地域での「新しいおつき合い」のすすめ～

講師 住民流福祉総合研究所 所長 木原 孝久氏

申込み 不要です。直接会場へお越しください。

共催 胎内市

使わなかった年賀状

(書き損じハガキなど)がありましたら、
社協へご寄付ください。

●未使用ハガキまた書き損じハガキは1枚5円の手数料を払うと郵便局で新しいものと交換してくれます。

●ご寄付いただいたハガキは社協事業のお知らせ等に使用させていただきます。

※収集の期限はありません。



善意をありがとうございました。

(12月21日～1月20日まで)

【氏名】	【住所】	【金額・物品】
熊倉 廣雄様	(関 沢)	14,696円、 書き損じハガキ
匿名	(二葉町)	紙オムツ等
匿名	(関 沢)	紙オムツ等

集めています

寄付のお願い

●古くなったシーツやタオル等

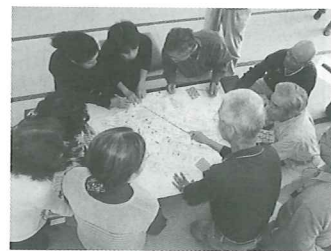
ご寄付いただいた物は清拭布として介護事業に使用させていただきます。

地域支え合い 活動発表会

～ 地域支え合いマップを
つくってみて... ～

今年度モデル4地区において、「地域支え合いマップ」を作成しました。

マップを作成して見えてきた地域課題の中から、取り組みの成果や苦労話などについて活動発表会を開催します。



日時 3月11日(火) 13時30分～16時

会場 胎内市産業文化会館 2階 会議室

内容 ①モデル地区による活動発表
②意見交換

コーディネーター 住民流福祉総合研究所
所長 木原 孝久氏

申込み・問い合わせ

2月28日(金)までに下記事務局までお申込み下さい。
【受付時間】 平日(土、日、祝日を除く) 8:30～17:30

申し込み、問い合わせは 胎内市社会福祉協議会 (ほっとHOT・中条内) TEL 44-8682 FAX 44-8651

社協だより、社協活動などについて、ご意見、ご要望などがありましたら、お寄せください。